

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県税特別措置条例の一部を改正する条例	二	○福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	三
○福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	三	○福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例	三
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例	四	○福島県営住宅等条例の一部を改正する条例	四
○福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例	四	○福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	四
○福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	四		
○福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例	四		
○福島県一般旅券発給申請等手数料	四		

条 例

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例、福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例、福島県商業まちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例及び福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

福島県条例第六十九号

福島県知事 佐藤雄平

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
 福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第六条の二、第九条及び第九条の六第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

(税 務 課)

福島県条例第七十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

12 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号) 附則

第十七項の規定により同条例の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された職員に対するこの条例の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

17 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた職員(以下この項において「行方不明職員」という。)の生死が三月

間分らない場合又は行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

(福島県職員恩給条例の一部改正)

第三条 福島県職員恩給条例(昭和三十二年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第十四条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第四条 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(死亡に係る給付の支給に関する規定の特例)

第六条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分らない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、この条例の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第七十一号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則別表平成二十一年四月一日以後の項中「以後」を「から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

平成三十二年四月一日以後

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第七十二号

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例(昭和六十三年福島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六十四億二千七万六千円」を「二十億三千六百九十九万九千六百円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村財政課)

福島県条例第七十三号

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県一般旅券発給申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号。次項において「旅券特例法」という。)第二条第三項に規定する震災特例旅券の発給については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。
- 旅券特例法第二条第一項の申請に係る法第三条の規定による一般旅券の発給については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 附則に二項を加える改正規定（附則第三項に係る部分に限る。）は平成二十三年三月十一日から、附則に二項を加える改正規定（附則第二項に係る部分に限る。）は同年六月八日から適用する。
- 3 この条例の施行の日前に納付された福島県一般旅券発給申請等手数料条例附則第二項及び第三項に規定する発給に係る手数料は、同条例第五条の規定にかかわらず、返還することができる。

（国際課旅券室）

福島県条例第七十四号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 平成二十六年三月三十一日までの間、第二条の規定による修学資金の貸与を受ける者であつて東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）により被害を受けたものに対する第四条の規定の適用については、同条の表中「三二、〇〇〇円」とあるのは「三九、〇〇〇円」と、「三六、〇〇〇円」とあるのは「五六、〇〇〇円」と、「二五、〇〇〇円」とあるのは「二九、〇〇〇円」と、「二一、〇〇〇円」とあるのは「三二、〇〇〇円」とする。
- 3 貸与を受けた修学資金の額が前項の規定により読み替えて適用される第四条に規定する額である者に対する第九条の規定の適用については、同条本文中「相当する期間」とあるのは「相当する期間に一年を加えた期間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課感染・看護室）

福島県条例第七十五号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例（昭和四十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 知事は、法第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請者及び法第三条の第三項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請者が東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）により被害を受けた者であるときは、第十一条第一項の規定にかかわらず、手数料の全部又は一部を免除するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県旅館業法施行条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第七十六号

福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例

福島県温泉法施行条例（平成十二年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 知事は、次の表の上欄に掲げる者が東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。）により被害を受けた者であるときは、第一条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる手数料の全部又は一部を免除するものとする。

区 分	手 数 料
一 第一条第一項の表一の項の上欄に掲げる者	土地掘削許可申請手数料
二 第一条第一項の表三の項の上欄に掲げる者	土地掘削許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
三 第一条第一項の表五の項の上欄に掲げる者	ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料
四 第一条第一項の表七の項の上欄に掲げる者	ゆう出路増掘又は動力装置の許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
五 第一条第一項の表九の項の上欄に掲げる者	温泉採取許可申請手数料
六 第一条第一項の表十一の項の上欄に掲げる者	温泉採取許可者の相続人の事業継続承認申請手数料
七 第一条第一項の表十二の項の上欄に掲げる者	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料

八 第一条第一項の表十三の項の上欄に掲げる者
温泉採取許可施設的位置等又は採取方法変更許可申請手数料

九 第一条第二項の表十四の項の上欄に掲げる者
温泉利用許可申請手数料

十 第一条第二項の表十六の項の上欄に掲げる者
温泉利用許可者の相続人の事業継続承認申請手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(業 務 課)

福島県条例第七十七号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号を次のように改める。

- 一 市町村が定める当該市町村における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。）

第二条第九項第四号中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第二条第九項第四号の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。

(商業まちづくり課)

福島県条例第七十八号

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例（昭和六十一年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

- 12 (特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（郡山市及びいわき市を除く。）の区域内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有する者に係る第五条、第六条第四項

及び第七条の許可並びに第二十三条第一項の登録（平成二十三年三月十一日以前に行つたものであつて許可の期間又は登録の有効期間が同日以後に満了するものに限る。）（許可の期間又は登録の有効期間が既に満了したものを含む。）に係る満了日を平成二十三年九月三十日まで延長する。

13 知事は、前項の規定による満了日の延長の措置を平成二十三年十月一日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、前項に規定する満了日を更に延長することができる。

14 (期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

平成二十三年三月十一日から同年九月二十九日までの間に履行期限が到来する第二十三条の五第一項の規定による届出の義務及び第二十三条の七の規定による届出の義務（以下これらを「特定義務」という。）が同月三十日までに履行されたときは、当該特定義務が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災により履行されなかつたことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われないものとする。

15 前項に定める免責の措置を平成二十三年十月一日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第七十九号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福島県営浜川団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第八十号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 附則別表の上欄に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、第四十七条の十一の規定にかかわらず、それぞれ附則別表下欄に掲げる手数料については、免除する。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及

区	分	手	数	料
一 法第六条第一項の規定に基づく確認の申請者（次項に掲げる者を除く。）		建築物の確認申請手数料（第四十七条の二第五項及び第六項の規定により加算する額に係る部分を除く。次項において同じ。）		
二 第四十七条の二第一項に規定する申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合の法第六条第一項の規定に基づく確認の申請者		建築物の確認申請手数料及び第四十七条の三の表の第一号ア又はイに掲げる手数料		
三 第四十七条の三の表の上欄に掲げる者		それぞれ第四十七条の三の表の中欄に掲げる名称の手数料		

附則別表

一 地震被害又は警戒区域等の指定を受けた日（以下この項において「被災日」という。）から起算して三年以内に被災建築物に代わるものとしての住宅（兼用住宅を除く。）の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は被災建築物のうち住宅（兼用住宅を除く。）の増築、改築若しくは移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者

二 被災日から起算して三年以内に被災建築物に代わるものとしての建築物（兼用住宅以外の住宅を除く。）の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は被災建築物（兼用住宅以外の住宅を除く。）の増築、改築若しくは移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする者

三 被災日から起算して三年以内に法第八十五条第五項の仮設建築物の建築をする者

附則に次の一表を加える。

四 法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者（次項に掲げる者を除く。）	建築物の完了検査申請手数料
五 第四十七条の四第一項に規定する申請に係る工事に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合の法第七条第一項の規定に基づく検査の申請者	建築物の完了検査申請手数料及び第四十七条の五の表第一号に掲げる手数料
六 第四十七条の五の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の五の表の中欄に掲げる名称の手数料
七 法第七条の三第一項の規定に基づく検査の申請者	建築物の中間検査申請手数料
八 第四十七条の八の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の八の表の中欄に掲げる名称の手数料
九 第四十七条の九の表の上欄に掲げる者	それぞれ第四十七条の九の表の中欄に掲げる名称の手数料

附則
この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

